

## 政策Ⅲ－２－（１）－①

### 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

#### 1. 目標等

達成すべき目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。
測定指標	多様で良質な金融商品・サービスの提供状況 ・ 関連する制度の企画・立案等の状況 ・ 金融商品・サービスの提供状況（銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等）

#### 2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 ② 信託法改正に対応した制度整備
参考指標	① 銀行代理業等の許可状況 ① 証券仲介業の登録状況 ① 信託業の免許・登録状況 ② 信託法改正に対応した制度整備の状況

#### 3. 政策の内容

社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、金融機関の販売チャネルの拡大等の制度整備を図ることとしています。

#### 4. 現状分析及び外部要因

我が国経済の成熟化や人口の高齢化を背景として、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきています。

このような中で、金融商品・サービスの利用者が、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできる環境を整えていくことが重要な課題となっています。また、金融商品・サービスを提供する金融機関等にとっても、収益性を上げつつ利用者を満足させることができるような仕組みを確保していくことが重要です。

すなわち、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるような金融システムの構築が求められています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

銀行代理業、証券仲介業及び信託業の許可等の状況は以下のとおりです。

##### ア. 銀行代理業の許可状況等

18 事務年度中に、銀行代理業 11 件、信用金庫代理業 11 件、労働金庫代理業 10 件の合計 32 件について、許可等を行っています。

##### イ. 証券仲介業の登録状況

19 年 5 月 31 日現在で、598 者が証券仲介業の登録を受けており、18 年 5 月 31 日現在の登録業者数（497 者）と比較して、101 者の増加となっています。

##### ウ. 信託業の免許・登録状況等

18 事務年度中の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社 1 件が免許されたほか、管理型信託会社 4 件、信託契約代理業 5 件、信託受益権販売業 187 件が登録されています。また、特定信託業者（いわゆるグループ企業内信託の受託者）についても、2 社の届出を受理しています。

なお、銀行等代理業については、財務局や関係各署からの代理業者に関する問い合わせへの対応や財務局による許可申請に伴う審査等及び許可業者へのモニタリングも行っています。

また、銀行等による保険募集の状況等に係るモニタリングについては、当局検査による法令等遵守状況の把握、販売チャネル別販売実績の監視、金融サービス利用者相談室等に寄せられた苦情・相談の収集、分析等及び主な保険会社、銀行等その他の関係者からの定期的なヒアリング等を行い、引き続き、実効性のあるモニタリングを行っています。

#### ② 信託法改正に対応した制度の整備

自己信託などの新しいタイプの信託を創設するほか、受託者の義務等を一定の要件の下で合理化することなどを内容とする「信託法」の全面改正を踏まえ、委託者・受益者保護の観点から新しい信託類型を信託業法上適切に位置付ける等のための信託業法の改正を行いました。

「信託法」及び信託業法の改正を含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下信託法整備法）」は、平成 18 年 3 月 14 日に国会へ提出、同年 12 月 8 日に可決・成立、同月 15 日に公布されました。

なお、両法に係る関係政令・府令の整備についても取り組み、19 年 4 月に政令・

府令案をパブリックコメントに付しました。(その後、7月13日に公布されています。)

## (2) 評価

### ① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

銀行代理業者や証券仲介業者の許可・登録等が着実に行われており、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が着実に進んでいます。

### ② 信託法改正に対応した制度の整備

委託者・受益者保護の観点から、新しい信託類型を信託業法上適切に位置づけること等を目的とする改正を行ったことは、多様で良質な金融商品・サービスが提供されるための環境整備に資するものと考えます。

## 6. 今後の課題

### (1) 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

銀行等代理業制度については、関係各方面からの規制緩和要望等を踏まえ、利用者保護や銀行の健全性確保の観点に留意しつつ、更なる規制緩和の必要性を見極めていく必要があります。

また、銀行等による保険販売規制の見直しについては、引き続き、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性についてモニタリングを行い、その結果等を十分に踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、全面解禁の実施について適切に判断する必要があります。

### (2) 信託法及び信託法整備法の円滑な施行のため、関係政令・府令を整備し、その後、適切な運用を図る必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（銀行等による保険販売規制の見直し等）や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 【18年度の達成度及び判断理由】 A

信託法及び信託法整備法の成立により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や証券仲介業者の許可・登録等が着実に行われるなど金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られていることから、Aと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

## 10. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、監督局銀行第一課、監督局証券課